

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 商工振興課

不利益処分の内容	認可の取消し等
根拠法令等及び条項	砂利採取法第26条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の25の2の項第6号
根拠条項	砂利採取法第26条
参考事項	
設定等年月日	昭和43年 5月30日設定 令和 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>(認可の取消し等)</p> <p>第二十六条 都道府県知事又は河川管理者は、第十六条の認可を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第二十一条の規定に違反したとき。</li> <li>二 第二十二条又は第二十三条第一項の規定による命令に違反したとき。</li> <li>三 第三十一条第一項の条件に違反したとき。</li> <li>四 不正の手段により第十六条の認可を受けたとき。</li> </ul> <p>参照：</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第二十一条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画（前条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認可採取計画」という。）に従つて砂利の採取を行なわなければならない。</p> <p>(認可採取計画の変更命令)</p> <p>第二十二条 都道府県知事又は河川管理者は、認可採取計画に基づいて行なわれている砂利の採取が第十九条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>(緊急措置命令等)</p> <p>第二十三条 都道府県知事又は河川管理者は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取</p>

を停止すべきことを命ずることができる。

(認可の条件)

第三十一条 第十六条の認可（第二十条第一項の規定による変更の認可を含む。）には、  
条件を附することができる。